

00106

1 昭和34年9月18日 金曜日 鳥取県公報 第3057号

毎週火、金曜日施行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇告示 医療機関の指定

土地改良区の定款変更の認可

建設業者の変更登録

定例県議会の招集

△公安告示 聽聞会の開催

告 示

鳥取県告示第四百九十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十四年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定により、上砂見土地改良区の定款変更是昭和三十四年九月十一日認可した。

昭和三十四年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九十九号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十四年九月十六日変更登録した。

昭和三十四年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

る。

鳥取県公安委員会告示第二十六号

2 鳥取市賀露七区一七〇三番地

松 村 茂 夫（昭五、一、二九日生）

質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第二十
六条の規定により次のとおり公開による聴聞会を開催す
る。

昭和三十四年九月十八日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 関係者の住所氏名

米子市万能町三番地ノ四

長 廻 利 助

二 聽聞の期日

昭和三十四年十月二日 午後二時から

三 聽聞の場所

米子市万能町 米子警察署會議室

鳥取県告示第五百号
昭和三十四年九月二十八日定例県議会を鳥取市に招集す
る。

昭和三十四年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県公安委員会告示第二十五号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第九
条第六項の規定により次のとおり聴聞会を開催する。
昭和三十四年九月十八日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

第一 鳥取地区

一 聽聞の期日及び場所

昭和三十四年九月二十九日午後一時から
鳥取市緑町鳥取県警察学校において

二 聽聞当事者住所氏名

1 岩美郡岩美町岩井三四四番地

足 立 操（昭一〇、六、六日生）

第二 岩井地区

一 聽聞の期日及び場所

昭和三十四年九月二十九日午後一時から

岩美郡岩美町岩井岩井警察署會議室において

鳥取市立川五丁目九三

沢 田 美 登（昭四、一、一二日生）

伊 藤 勝 重（昭九、二、二六日生）

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名
鳥取県知事登録 昭三三、七、三一 (新) 正田工業有限公司
(ほ) 第五六号 (旧) 大栄建設有限公司 // 立川一丁目九三 (新) 中口 正男
横山 寿